

徳労発安 1020 第 1 号  
令和 2 年 1 0 月 2 0 日

徳島県中小企業団体中央会  
会長 布川 徹 殿

徳島労働局長 日根 直樹



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 311 号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり公布されたところです。

障害者の雇用については、ハローワークを通じた就職件数が増加するなど、民間企業における障害者雇用率にも成果があらわれ、着実な進展が見られておりますが、更なる雇用促進を図るためには、行政や経済団体等、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

つきましては、貴会におかれましては、今般の改正政令に係る下記の内容を御承知いただくとともに、貴会傘下企業に対する当該内容の周知について特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 改正の内容

障害者雇用率等及び基準雇用率については、平成 30 年 4 月 1 日から以下のとおりとなっているが、現行の経過措置により、当分の間括弧書きの率



とされてきた。

- ・ 一般事業主の障害者雇用率 2.3% (2.2%)
- ・ 国及び地方公共団体の率 2.6% (2.5%)
  - ※ 都道府県等の教育委員会の率にあっては 2.5% (2.4%)
- ・ 特殊法人の率 2.6% (2.5%)
- ・ 基準雇用率 2.3% (2.2%)

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）附則第 3 項に規定する、上記の経過措置の廃止期限の到来に伴い、上記の経過措置に係る同令附則第 2 項から第 4 項までの規定を廃止すること。（改正政令本則関係）

## 2 施行期日

改正政令は、令和 3 年 3 月 1 日から施行すること。（改正政令附則第 1 項関係）

## 3 経過措置

令和 2 年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における、令和 3 年 2 月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率については、なお従前の例によること。（改正政令附則第 2 項関係）

なお、徳島労働局では、改正の内容について、リーフレット（別添）の徳島労働局ホームページへの掲載や、ハローワークにおける配付等により周知を図ることとしています。



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百一十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 菅 義偉

令和二年十月十四日

厚生労働大臣 菅 義偉

附則第二條の第三項において「同法第五十四条第一項の規定による」とあるのは、同法第五十四条第一項の規定によることとする。